

MMSニュース

MMSニュースのバックナンバーを「e-らぽ〜る」(<http://www.e-rapport.jp/news/index.html>)

に掲載しております。

本文（表紙含め）：3枚

（番）17XI122

■ 障害者の法定雇用率の引き上げ

平成25年6月19日に公布された平成25年改正の障害者雇用促進法では、法定雇用率の算定基礎が見直され、平成30年4月1日から精神障害者の雇用が義務付けられ、法定雇用率の算定基礎に精神障害者数が加えられることになりました。また、平成30年4月1日から法定雇用率が引上げられ、対象となる事業主の範囲が広がります。

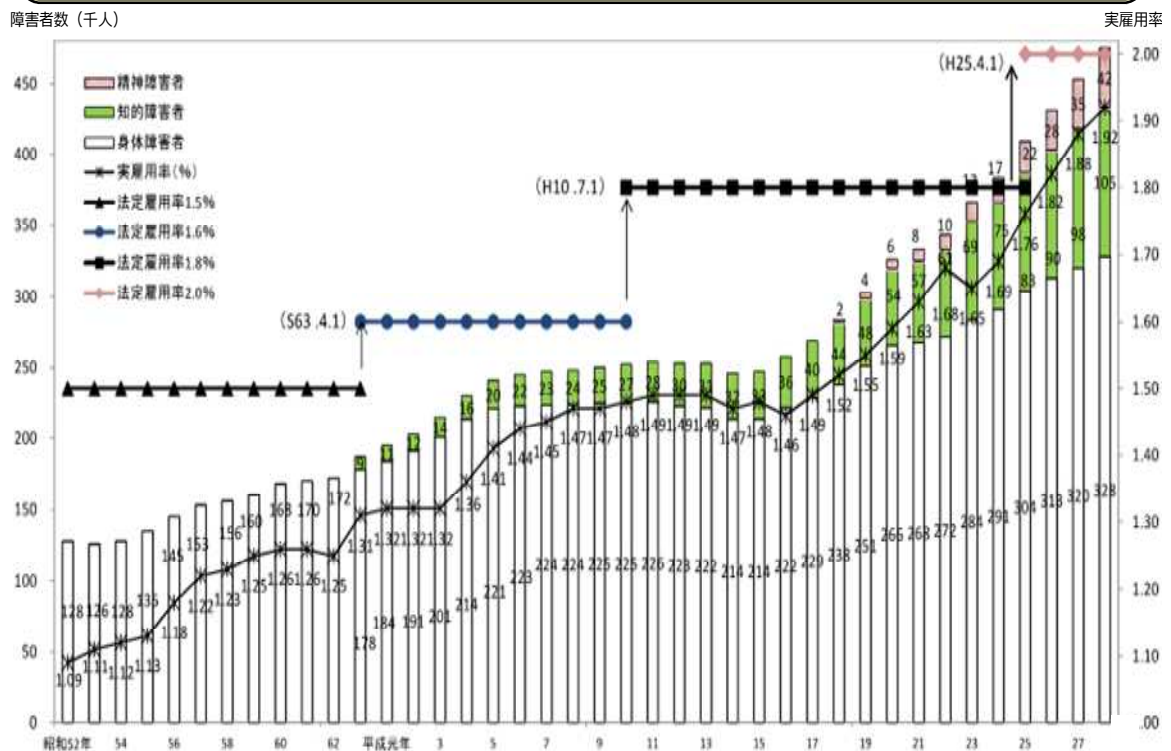
MMSニュースNo.141では、障害者の雇用状況及び障害者の法定雇用率（1. 精神障害者を含む障害者雇用率の設定、2. 障害者の法定雇用率の引き上げ）について、紹介します。

（平成28年6月1日現在）

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数47.4万人（身体障害者32.8万人、知的障害者10.5万人、精神障害者4.2万人）
 実雇用率1.92% 法定雇用率達成企業割合48.8%

○ 雇用者数は13年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



出典：第73回労働政策審議会障害者雇用分科会（平成29年5月30日）厚生労働省

(http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000166198.pdf)

1. 障害者の雇用状況

障害者雇用促進法では、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを事業主に義務付けています。

平成28年 障害者雇用状況の集計結果（平成28年6月1日現在）では、民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者数は約47.4万人で、前年比べ4.7%（21,240.5人）増加し、13年連続で過去最高を更新しており、障害者雇用は着実に進展しています。雇用者のうち、身体障害者は約32.8万人（対前年比2.1%増）、知的障害者は約10.5万人（対前年比7.2%増）、精神障害者は約4.2万人（対前年比21.3%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者の伸び率が大きくなっています。

また、実雇用率は1.92%（対前年比0.04%増加）となっており、法定雇用率達成企業割合は48.8%（対前年比1.6%上昇）となっています。

雇用されている障害者数を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「学術研究、専門・技術サービス業」以外の全ての業種で前年よりも増加しており、産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（2.43%）、「農、林、漁業」（2.14%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.11%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.05%）、「運輸業、郵便業」（2.00%）が法定雇用率を上回っています。

また、「製造業」（1.98%）、「金融業、保険業」（1.94%）の2業種は、民間企業全体の実雇用率1.92%を上回っています。

2. 障害者の法定雇用率の算的基礎の見直し

(1) 精神障害者を含む障害者雇用率の設定（平成30年4月1日施行）

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、平成18年4月から各企業の実雇用率の算定時に精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数を障害者数に算入することが可能となりました。

また、平成30年4月1日から精神障害者の雇用が義務付けられ、法定雇用率の算定基礎の対象として、新たに精神障害者が追加され、以下の算定式で計算することになります。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

(2) 障害者の法定雇用率の引き上げ

1) 法定雇用率

事業主区分	法定雇用率		
	現行	平成30年4月1日以降	平成30年4月から3年を経過する日より前の日以降
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

法定雇用率は、平成30年4月1日から民間企業は2.0%を2.2%、地方公共団体等は2.3%を2.5%、都道府県等の教育委員会は2.2%を2.4%、になります。

また、平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業は2.2%から2.3%、地方公共団体等は2.5%を2.6%、都道府県等の教育委員会は2.4%を2.5%、になりますが、具体的な引上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

2) 対象となる事業主の範囲

対象となる民間企業の事業主の範囲	従業員数		
	現行	平成30年4月1日以降	平成30年4月から3年を経過する日より前の日以降
	50人以上	45.5人以上	43.5人以上

障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、平成30年4月1日に従業員50人以上から45人以上に、平成30年4月から3年を経過する日より前に従業員45人以上から43.5人以上に、広がります。

なお、対象となる事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告し、障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

《参考資料》

1. 厚生労働省：第73回労働政策審議会障害者雇用分科会（平成29年5月30日）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166185.html>)
2. 厚生労働省：平成28年障害者雇用状況の集計結果（平成28年12月13日）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145259.html>)
3. 厚生労働省：第86回社会保障審議会障害者部会（平成29年9月20日）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000177565.html>)
4. 厚生労働省：障害者雇用対策
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai_ishakoyou/index.html)

以上